

令和8年熊本地震被災者支援等の寄附金口座を追加で開設しました

令和8年熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。川崎市では、被災された皆様の支援のため、令和8年7月31日（金）にクレジットカード納付による寄附受付を開始し、8月5日（水）に寄附金口座を開設しておりますが、加えて本日8月17日（月）に、次のとおり寄附金口座を追加で開設しましたのでお知らせいたします。

いただいた寄附につきましては、全額を被災者支援等に活用します。

1 川崎市指定の受付協力金融機関口座

（1）追加開設した口座

ア 横浜銀行 川崎支店 普通 6417618

【口座名義】 川崎市令和8年熊本地震被災者支援等寄附金口座

（2）開設済みの口座

ア 川崎信用金庫 本店営業部 普通 3130795

【口座名義】 川崎市令和8年熊本地震被災者支援等寄附金口座

イ セレサ川崎農業協同組合 みなみ支店 普通 0057668

【口座名義】 川崎市令和8年熊本地震被災者支援等寄附金口座

※ 各金融機関の本店・支店からの振込に限り、振込手数料は無料です。

2 税制優遇について

寄附をいただいた場合、以下のとおりの税制優遇を受けることができます。

- ・個人 個人住民税と所得税の寄附金控除
- ・法人 寄附金相当額を全額損金算入

【 問合せ先 】

川崎市財政局財政部寄附財源担当 大島
電話 044-200-0379（内線 24303）